

令和2年

第1回市議会定例会 議案第47号

函館市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について

函館市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月26日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

### 函館市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

函館市特定公共賃貸住宅条例（平成9年函館市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人の連署する」を削り、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第12条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「前条第5項」を「前条第4項」に改める。

第16条第1項中「第11条第4項」を「第11条第3項」に改める。

第18条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項ただし書中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

第20条第1項を次のように改める。

特定公共賃貸住宅の修繕に要する費用は、市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除いて、市の負担と

する。

第20条第2項中「前項」を「特定公共賃貸住宅」に改め、「ときは」の後に「、前項の規定にかかわらず」を加える。

第21条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 前条第1項において市が負担することとされているもの以外の特定公共賃貸住宅の修繕に要する費用

#### 附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第11条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に入居許可書を交付される者について適用し、同日前に入居許可書を交付された者（市長が定める者を除く。）については、なお従前の例による。

#### (提案理由)

入居の手続に係る連帯保証人を要しないこととし、修繕に要する費用に係る入居者の負担に関する規定を改め、および民法の一部改正に伴い敷金に関する規定を整備するため